○特許庁告示第六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　千三百三十スイス・フラン 二十四万二千七百円	一　千三百三十スイス・フラン 二十三万五百円
二　十五スイス・フラン 二千七百円	二　十五スイス・フラン 二千六百円
三　二百スイス・フラン 三万六千五百円	三　二百スイス・フラン 三万四千七百円
四　三百スイス・フラン 五万四千七百円	四　三百スイス・フラン 五万二千円

附　則

1　この告示は、令和七年十月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十一万七千六百円 二・三　［略］	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十万円 二・三　［略］

附　則

1　この告示は、令和七年十月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○防衛省告示第二百一号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和七年九月一日

防衛大臣　中谷　元

名称	信号符字	番号	付与年月日
あかし	ＪＳＮＸ	五二〇七	令和七年五月二十九日
たつた	ＪＳＰＧ	一一	令和七年七月二日

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島市天神町七三番八から同市天神町一三四番五まで	前	二四・〇メートル～二六・一メートル	〇・〇三〇キロメートル
	後	二四・〇メートル～二七・二メートル	〇・〇三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで	前	一八・二メートル～二一・八メートル	〇・二一三キロメートル
	後	一九・一メートル～二六・一メートル	〇・二一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで	前	一八・二メートル～二一・八メートル	〇・二一三キロメートル
	後	一九・一メートル～二六・一メートル	〇・二一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

一　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　路線名　六号

三　福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月一日